3　法第百六条の八第三号に規定する重層的支援体制整備事業として行う法第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用の額は、次に掲げる額を合算する方法により算定するものとする。

一　市町村の実施年度における法第百六条の四第二項第一号に掲げる事業に要する費用の総額（次項第二号及び第五項第一号において「実施年度第一号事業総事業費」という。）に、当該市町村の基準年度における同条第二項第一号イに掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度における同号に掲げる事業に要した費用の総額（次項第二号及び第五項第一号において「基準年度第一号事業総事業費」という。）で除して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

二　市町村の実施年度第三号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における法第百六条の四第二項第三号ロに掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度第三号事業総事業費で除して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

4　法第百六条の八第四号に規定する重層的支援体制整備事業として行う法第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

一　市町村の実施年度における法第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用について、市町村における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定した額

二　市町村の実施年度第一号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における法第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度第一号事業総事業費で除して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

5　法第百六条の八第五号に規定する同条第一号、第三号及び第四号に規定する事業以外の事業に要する費用の額は、次に掲げる額を合算する方法により算定するものとする。

一　市町村の実施年度第一号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における次に掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度第一号事業総事業費で除して得た率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

イ　法第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業

ロ　法第百六条の四第二項第三号ニに掲げる事業

ハ　法第百六条の四第二項第三号に掲げる事業（同号イからニまでに掲げる事業を除く。）

二　市町村の実施年度第三号事業総事業費に、当該市町村の基準年度における次に掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度第三号事業総事業費で除して得た率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

イ　法第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業

ロ　法第百六条の四第二項第三号ニに掲げる事業

ハ　法第百六条の四第二項第三号に掲げる事業（同号イからニまでに掲げる事業を除く。）

三　次に掲げる額のうちいずれか低い額

イ　市町村の実施年度における法第百六条の四第二項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事業に要する費用について厚生労働大臣が定める方法により算定した額

ロ　市町村の実施年度におけるイに規定する事業に現に要する費用の額

6　市町村の基準年度から実施年度までの間に法第百六条の四第二項第一号に掲げる事業を実施する施設又は同項第三号に規定する拠点の開設、廃止その他の事由が生じた場合における前各項（第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	実施年度第三号事業総事業費（「実施年度第三号事業総事業費」という。）	実施年度第三号事業総事業費」という。）に法第百六条の四第二項第三号に規定する拠点の開設、廃止その他の事由による影響額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額を加算し、又は減算して得た額

法第百六条の四第二項第三号イ	同号イ	乗じて得た額に、当該厚生労働大臣が定める方法により算定した額（当該事由による法第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業への影響額に相当する部分に限る。）を減算し、又は加算して得た額	
第三項第一号	実施年度第一号事業総事業費（「実施年度第一号事業総事業費」という。）	実施年度第一号事業総事業費」という。）に同条第二項第一号イに掲げる事業を実施する施設の開設、廃止その他の事由による影響額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額を加算し、又は減算して得た額	
	同条第二項第一号イ	同号イ	乗じて得た額に、当該厚生労働大臣が定める方法により算定した額（当該事由による同条第二項第一号イに掲げる事業への影響額に相当する部分に限る。）を減算し、又は加算して得た額
第三項第二号	実施年度第三号事業総事業費	実施年度第三号事業総事業費」に法第百六条の四第二項第三号に規定する拠点の開設、廃止その他の事由による影響額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額を加算し、又は減算して得た額	
	法第百六条の四第二項第三号ロ	同号ロ	乗じて得た額に、当該厚生労働大臣が定める方法により算定した額（当該事由による同号ロに掲げる事業への影響額に相当する部分に限る。）を減算し、又は加算して得た額
第四項第二号	実施年度第一号事業総事業費	実施年度第一号事業総事業費」に法第百六条の四第二項第一号に掲げる事業を実施する施設の開設、廃止その他の事由による影響額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額を加算し、又は減算して得た額	
	法第百六条の四第二項第一号ニ	同号ニ	乗じて得た額に、当該厚生労働大臣が定める方法により算定した額（当該事由による同号ニに掲げる事業への影響額に相当する部分に限る。）を減算し、又は加算して得た額
第五項第一号	実施年度第一号事業総事業費	実施年度第一号事業総事業費」に法第百六条の四第二項第一号に掲げる事業を実施する施設の開設、廃止その他の事由による影響額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額を加算し、又は減算して得た額	
	乗じて得た額	乗じて得た額に、当該厚生労働大臣が定める方法により算定した額（当該事由による次のイからハまでに掲げる事業への影響額に相当する部分に限る。）をそれぞれ減算し、又は加算して得た額	